
療養手当等の額の改定について

令和8年1月26日
特殊疾病対策室／石綿健康被害対策室

水俣病の療養手当の見直しについて



- 水俣病の療養手当については、平成7年、平成21年の政治救済対象者に対してそれぞれ支給。当該手当の額について、物価スライド等による見直し規定は定められておらず、長年据え置きとなっていた。
 - 一方、近年続く物価上昇^{※1}及び経緯等を踏まえ^{※2}、現行の手当額設定当時以降の物価上昇を反映^{※3}した額に見直すこととし、**令和8年度の療養手当の額について、救済措置の方針の改正等^{※4}を行うこと**とする。
- ※ 1 経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）「物価上昇が継続していることを踏まえ、予算、税制における長年据え置かれたままの様々な公的制度に係る基準額や閾値について、国民生活へ深刻な影響が及ばないよう、省庁横断的・網羅的に点検し、見直しを進める。その際、各項目の点検と併せ、政策効果を担保するため、制度の特性に応じた定期的な改定ルールを設け、足元の物価上昇に的確に対応できるような仕組みづくりを行う。」
- ※ 2 平成21年政治救済対象者の療養手当の額は、既存の事業（平成7年政治救済対象者における水俣病総合対策医療事業）や裁判所が示した和解所見、患者団体との協議も踏まえたもの。
- ※ 3 平成7年政治救済対象者については、療養手当の見直しを行った平成11年。平成21年政治救済対象者については、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」（平成22年4月16日閣議決定、以下「救済措置の方針」）が定められた平成22年。これらと、公表されている直近（令和6年）の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）の3市（熊本市、鹿児島、新潟市）平均の比率を反映。
- ※ 4 療養手当の額は、平成21年政治救済については、救済措置の方針において定めている。また、平成7年・平成21年政治救済ともに水俣病総合対策実施要領（平成8年1月12日環保企第14号）において定めている。
- また、**次年度以降についても毎年の消費者物価指数の増減率を基準として、毎年改定**することとともに、**現行（改定前）の額を下限値**とする。

療養手当の額（月額）

	【平成7年政治救済対象者】 現行 → 改定案	【平成21年政治救済対象者】 現行 → 改定案
通院（70歳未満）	17,200円 → 18,600円	12,900円 → 14,400円
通院（70歳以上）	21,200円 → 22,600円	15,900円 → 17,400円
入院	23,500円 → 24,900円	17,700円 → 19,200円

今後のスケジュール（案）

- 令和8年3月下旬
- ・改正救済措置の方針の閣議決定
 - ・水俣病総合対策実施要領の改正
- 令和8年4月1日 施行

石綿健康被害救済制度の療養手当等の見直しについて



- 石綿健康被害救済制度の救済給付の給付水準は、類似の他制度との均衡を考慮して、平成18年の制度創設時に設定され、以降改定されてこなかった。
- 一方、近年続く物価上昇を踏まえ※1、平成18年以降の物価上昇を反映した額に見直すこととし、令和8年度の療養手当、葬祭料及び特別葬祭料の額について、令和7年の全国消費者物価指数等を反映した類似の他制度の給付に準じて改定し、政令改正※2を行うこととする。
- また、今回の改定を機に、次年度以降についても準拠する他制度の給付額の年度改定に合わせて、基本的に定期的に見直すこととする。

給付	給付の内容	現行額	改定額（試算）
療養手当 (政令第5条)	被認定者（石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者）に対し、治療に伴う医療費以外の費用に着目して定額支給されるものであり、入通院に伴う諸経費という要素に加え、介護手当的な要素が含まれている。	10万3,870円/月	約11万円※3±a/月
葬祭料 (政令第6条)	被認定者が指定疾病に起因して死亡したときに、葬祭を行う者に対し、支給されるもの。		
特別葬祭料 (政令第6条)	施行前死亡者及び未申請死亡者（石綿を吸入することにより指定疾病にかかり、認定の申請をしないで指定疾病に起因して死亡した者等）の遺族に対し、支給されるもの。	19万9,000円	約22万※3±a円

今後の政令改正スケジュール（案）

令和8年3月下旬 閣議決定、公布
4月1日 施行

※3 令和6年の全国消費者物価指数に基づく試算額。
最終的な改定額は令和7年の全国消費者物価指数を考慮して決定する。